

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○昭和三十三年宮城県告示第百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部
改正
○鳴瀬川水系河川整備計画（知事管理区間）の変更の公表

（河川課）
（同）
一

ページ

告 示

○宮城県告示第五百七十一号

昭和三十三年宮城県告示第百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、令和二年六月三十日から施行する。

令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表小田川の項の次に次のように加える。

雄子尾川	左岸	伊具郡丸森町岩城上橋から阿武隈川合流点まで
	右岸	
内川	左岸	伊具郡丸森町馬越道大橋から阿武隈川合流点まで
	右岸	

表三迫川の項中「達田橋」を「阿弥陀堂橋」に改め、同表二股川の項中「鱒淵川合流点」を「登米市芽倉橋」に改め、同表小山田川の項中「東北本線」を「国道四号橋」に改める。
表芋塚川の項の次に次のように加える。

出来川 左岸 遠田郡美里町前田橋から江合川合流点まで

右
表に次のように加える。

津谷川	左岸	気仙沼市鼻向頭首工から海まで
	右岸	

○宮城県告示第五百七十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、鳴瀬川水系河川整備計画（知事管理区間）を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県仙台土木事務所、宮城県北部土木事務所、宮城県東部土木事務所、宮城県仙台地方ダム総合事務所及び宮城県大崎地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩